

議 事 内 容

- 専務理事 第 70 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 皆さんこんにちは。
新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひします。
再びコロナウイルスの感染が急速に拡大しています。
今月 25 日・26 日に開催予定の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についても、定員の半分以下の人数で開催する予定でしたが、コロナ対策を一層強化し、急遽、会場参加とウェブ参加の併用で行うこととしました。
最適化活動の目標設定や人・農地プランの法定化などの大きな動きがあり、全国農業会議所からはそういった最新の情勢をお話いただけたと思いますし、事例報告についても、委員の皆さまに聞いていただきたい内容です。
これからの農地の有効活用や担い手の育成などに関する重要な内容ですので、是非、多くの委員さんにご参加いただきたいと思ひます。
- 議長 それでは、ただいまから第 70 回常設審議委員会を開会いたします。まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 16 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・5 件のほか、「人・農地など関連施策の見直しについて」を議題としています。
どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 はじめに、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。
一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長 まず、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号4-1、〇〇〇〇申請の飼料用作物のラップロール置場、駐車場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、農業用施設への転用の場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けて説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設等が存する農地であることから第3種農地と判断され、許可し得るものと判断しております。
整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-3、〇〇〇〇申請の自動車販売修理施設用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。
本案件については、令和2年3月6日付けで㊦〇〇〇が転用目的店舗、工場及び駐車場で許可を受けられていたものの事業計画変更となっておりますので、譲渡人が㊦〇〇〇となっております。
また、転用地の価格につきましては、㊦〇〇〇の土地購入時については26,112千円/10aで購入されておりますけれども、着工直前まで行

っており、その設計費用などが土地代金に上乗せされておりますので、この価格になっております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-4、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-5、〇〇〇〇申請の流通業務施設本社及び低温センター整備用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、一般国道又は県道の沿道で流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設である場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 農地法第4条関係1件、第5条関係5件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の飼料用作物のラップロール置場、駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 転用地の周辺が全て畑と記載されておりますけれども、水田ではなく畑なのですか。

〇〇農業委員会 はい。畑でございます。

〇〇委員 それはどういう事情で畑になっているのですか。

〇〇農業委員会 ここは干拓地で、元々畑となっております。状況としては、3年に1回は水稻を作ることができる形ですが、地目は畑です。

〇〇委員 水田開発ができなくなってからできた干拓地だから、水田にはできません。

〇〇委員 何を作られているのですか。

〇〇農業委員会 この辺は、玉ねぎ、レンコン、大豆、3年に1回はブロックローテーションで米も作られております。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 計画図の方でお尋ねですが、記載ミスかと思いますが、盛土が40cm、C断面は盛土はないわけですね。ABCがどれか分からないのですが。

〇〇農業委員会 ちょっと薄くて写っていないようです。ラップ置場のところが盛土になります。

〇〇委員 〇〇市(町)さん、この間も言いましたが、図面がよく分からないんですよ。欠けていたら記載漏れですとか言ってもらわないと、全然判断ができません。

〇〇農業委員会 申し訳ございません。

〇〇委員 Cは盛土なしですね。

〇〇農業委員会 Cは記載漏れだと思います。申し訳ございません。

議長 他にご質問等ございませんか。

〇〇委員 畜産業は何をされているのですか。

〇〇農業委員会 繁殖牛が150頭、肥育牛が300頭です。場所は5ページの図面の上に白い建物等がございますけれども、この一角になります。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の自動車販売修理施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 一番下を書いてある令和2年3月6日許可分、店舗、工場及び駐車場ということで、転売されるというふうにお見受けするんですけど、事前になされた内容は分かりますか。

〇〇農業委員会 ㊦〇〇〇は、元々〇〇市(町)内に工場を持たれていまして、規模拡大のために令和2年3月6日に許可を受けられて店舗と工場等を計画されていましたが、新型コロナウイルスの影響を受けて縫製業の売上が減少したために、工場等の移転を断念されることとなりました。工場等を目的として許可を受けられていたができなくなったということで、今回新たに〇〇〇〇さんが受けられて、申請を出されたということになります。

- 〇〇委員 譲渡人が㊦〇〇〇で地目が田ということは、どういうことでしょうか。
- 〇〇農業委員会 これにつきましては、許可が出た時点で名義の変更は可能になっておりますので、その時点で㊦〇〇〇が元々の個人の所有者から所有権移転をされまして、着工に向けて進んでいたんですけども、コロナのためできなくなったということで、所有権は㊦〇〇〇に移っているんですけども現地はまだ完了していないので登記簿上は田であり、現状も田であるということで、㊦〇〇〇が田を所有しているという形に今現在なっております。
- 〇〇委員 通常は転用が終わってから地目の変更、そして所有権移転とすると思うんですけど、許可が下りた時点で名義変更だけ済ませたということですか。現状としては手つかずの状態ということですか。
- 〇〇農業委員会 はい、その通りです。
- 〇〇委員 ありがとうございます。
- 議長 他にございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 27ページの図面を見ると、パネルから流れた水が西側に流れるようになっています。そして、次のページの図面を見ると、そこにちょうど民家がありますよね。これまでだったら畑とかに自然地下浸透という形になっていたと思うのですが、太陽光のパネルができればあまり地下浸透とはならずそのまま傾斜として流れますから、一気に水が流れると思うんですよね。転用申請の理由のところに傾斜のある農地であり、と書

かれています。国の方針としては急傾斜のところには太陽光発電をしてはダメだということが出ていますが、国の方針にかかるような傾斜なのか、それとも緩やかな傾斜なのか、これでは分かりません。崩れ落ちるということはないかと思いますが、〇〇市（町）の農業委員会がどこを見て適地と判断されたのか、そこをお聞かせいただきたいと思っています。

〇〇農業委員会 30 ページの写真にも申請地の隣に家が写っていますが、この家の所有者が申請地の畑の所有者と同一人物になります。

〇〇委員 そういうことを言っているわけではないですよ。新しくこの〇〇〇〇が太陽光発電を作るんだから、所有者の土地を買われたにしても、水がこっちに流れてくるじゃないですかって話をしているんです。

〇〇農業委員会 はい。この農地は傾斜があるということで説明をいたしました。樹園地で成形されたところで、段々畑になっております。その部分で高さは当然あるかと思っておりますけれども、面的には水平になっております。

〇〇委員 説明の中で頂上付近とありましたが、そこから段々になってその斜面を伝って太陽光を上げるわけでしょう。パネルは真横にしないですよ、必ず斜めにしますよね。ですからパネルを水が伝って、家の方に流れていくんじゃないかというのを心配しているわけです。あなた方はこれは大丈夫だと判断されたので、そこを聞いております。

〇〇農業委員会 角度が付いているのは間違いはないんですけど、樹園地なので接地面は平たい状態になっています。

〇〇委員 接地面は平たいんでしょうけどね、パネルは平面では付けないんですよ。

〇〇農業委員会 そういったご心配がないように、事故等が起こらないように細心の注意を払うよう申請者側に伝えます。

〇〇委員 〇〇の農業委員会の方で、確実にこれは大丈夫だという形で指導をしてもらえばいいですよ。

議長 他にございませんか。

委員一同 （意見・質問等なし）

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の流通業務施設本社及び低温センター整備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

2点お聞きします。北の方に向かって左の方に、農耕用通路という看板がございます。これについて説明をもらいたいと思います。どういう観点で通路ができているか、それと今後その通路がどのようにされるかということをお伺いします。それから、東の方と西の方とで大分高低差がございます。それで、盛土をどれくらいの形でされて出入口の傾斜角度がどれくらいかということをお伺いします。

〇〇農業委員会

1点目のご質問ですけれども、図面のどこに農耕用通路という表記がありますか。

〇〇委員

近くに用事があったので見に行きました。そしたら農耕用通路と書いてありました。道路端と中間地点に看板が立っています。新しい看板で、通路そのものもまだ新しいんですね。多分これは地元の要望でされた事業ではないかと思えます。

〇〇委員

この道路を北に上っていったところに火葬場ができたんですよ。それで、この道も元は狭かったのですが広げています。

〇〇委員

それは地元の要望と町の要望でしょう。その中で、今度流通用施設ができる。その方達との話し合いというのはどうなさっていますか。

〇〇委員

そこの同意はできています。ここは〇〇市(町)だけでなく〇〇市(町)も使う道路です。

〇〇委員

ここは今度どんどん大型車が通るわけですよ。その時に、火葬場に行く人達が迷惑するんじゃないかとか、いろんなことが出てくるんじゃないかなど。このコンクリート舗装された道路と土地改良事業というのは、折り合いは付いていますか。今度頻繁に大型車が通りますよという説明はされているんですか。これはおそらく補助事業でされていると思いますので。

〇〇委員

土地改良区の意見書添付と書かれています。

- 〇〇委員 内容が分からないからお伺いしたいのですが。
- 議長 〇〇農業委員会事務局から、この辺りの詳細について説明をお願いします。
- 〇〇農業委員会 土地改良区の意見書については、「農地転用に伴う措置等について協議が整い、本土地改良区としては差し支えない。ただし、次に掲げる事項を遵守すること。」ということで4点、「土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設の毀損の復旧を行うこと。工作物の水路への流入を防止すること。その他、土地改良区の事業に支障を生じる事項について、必要な措置を取ること。」となっております。
- 〇〇委員 私現地を見に行っただけですけど、南の方の四角のところからすぐ北の方に田圃があるんですね。その方向だけが、1m50cm位の別のコンクリートがされているんです。段があって2m位のスロープがある。その北から50m位行ったところにその半分位の側溝があって、1m位コンクリートをしているんですが、でもここだけは広くしているんですよ。それは何でかなと思って。不自然でしょう。そこら辺が分からないから説明をお願いします。
- 議長 もう一度、事務局から説明をお願いします。
- 〇〇農業委員会 土地改良区としては差し支えないということで、先程申し上げた4点の事項について遵守することという意見書が添付されております。
- 議長 この4点の他には問題ないですよ、ということですね。
- 〇〇農業委員会 はい。
- 〇〇委員 図面に公衆用道路と記載されていますが、この反対側は農耕用通路と看板に書かれています。通路と道路は違うと思います。だから、土地改良区の意見を聞きたいわけです。区分されていること自体納得がいきません。
- 〇〇農業委員会 すみません。その看板を確認しておりません。
- 〇〇委員 看板は、32ページでいうとどこにあるのですか。
- 〇〇委員 国道のところにも1つと、33ページの緑の線の少し先の方に看板が立っています。

〇〇委員 事務局に後で確認してもらったらどうですか。

議長 それでは、参考事項に「土地改良区の意見書添付済」とあり、一応土地改良区も了解の形になっておりますのでこの形で審議をしてもらって、来月もう一回、今意見があったことについて説明に来てもらうということによいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係5件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

専務理事 農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。

議長 続きまして、次の項目に移ります。
「人・農地など関連施策の見直し」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局 (資料2により説明)

議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 5ページの図面を見ると現状と目標地図とありますが、これをするためには地権者の交換分合から始めた方が一番いいかと思います。私たち以上の年代は、先祖からの土地に何でそんなことをするのかとなかなか頷いてくれないので、交換分合の形からしていった方がいいと私は思います。もう1つは、6ページに農家負担ゼロの基盤整備事業と表現され

	ていますが、本当にゼロでできるのか。それを踏まえて地権者に話をしていけないといけないので、そこを確認したいです。
農業会議事務局	ご心配はよく分かります。憶測ですが、国はいろんな条件を付けて、例えばポイント制にするなどして、そしたら農家負担はゼロ、というふうにするのかなと思います。
〇〇委員	関連して同じような質問になるかと思いますが、農家負担ゼロで基盤整備をするということですが、土地改良が取りまとめをするとか、ないところは連合会とか、その辺の対応はどうなるのか。本当にできるのかなと思います。県の方で土地を集約するというのがありましたけど、農業法人があるところは基盤整備をしたりとか、2、3反の区画を機械を使って1haにしたりとかを実行されていますが、それ以外の兼業農家等も生計の助けとして土日に汗を流して、それなりの農家経済の支援をしているというのも多いと思うんです。大きい農家に銭をやって規模拡大を図りなさいとって、仮にそうして規模拡大を図った後にその人が亡くなってしまった場合、事例がありますが、後継者ができないということがあります。むしろ兼業農家5、6人というような組織で基盤整備をして、自主的に交換分合をしてやりましょうとか、機械を共同で使うとか、そういう人もいるんです。今ここに書いてあることがずっといくとは思いませんけど、権利問題はなかなかスムーズにはいかないから、そこら辺はきちんと誤解や間違いがない形で進めないと頓挫してしまうので、我々農業委員会だけでなく農政とも、農業政策的な絡みもありますので、十分に横の連絡を取って進めなさいと事務局には言っています。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後にその他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専務理事	以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。 次回は2月15日となりますのでご予約をお願いします。

14時55分